中部圏長期ビジョン検討会 規約

(名 称)

第一条 本会は「中部圏長期ビジョン検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第二条 検討会は、中部圏を取り巻く現状や変化を分析し、中長期的・広域的な視点に立って、今後の中部圏の地域づくりのあり方や将来像について意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長が設置する。

(組織等)

- 第三条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。
- 2 委員は非常勤とし、その任期は概ね一年とする。
- 3 検討会は必要に応じて、関係者を参加させることができる。

(座長)

第四条 検討会に座長を一名置き、事務局により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、委員のうち座長が指名する者が、その職務を代理する。

(検討会の開催)

第五条 検討会は、座長が招集する。

2 座長は、やむを得ない理由により検討会を開催することができない場合にあっては、事 案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することをもって、検討会に代えること ができる。

(透明性の確保)

第六条 検討会の開催予定は公表する。

- 2 検討会については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと検討会が認める 場合は、非公開とする。
- 3 検討会に提出された資料(以下、この条において「資料」という。)及び議事録は、公開 する。ただし、公開することが適切でないと検討会が認める資料は、非公開とする。
- 4 前項の規定による資料及び議事録の公開は、検討会終了後に行う。

(事務局)

第七条 検討会の庶務は、中部地方整備局企画部広域計画課及び中部運輸局交通政策部交通 企画課において処理する。

(雑則)

第八条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要事項は、委員の意見聞いて検討会が定める。

附則

この規約は、令和3年6月2日から施行する。